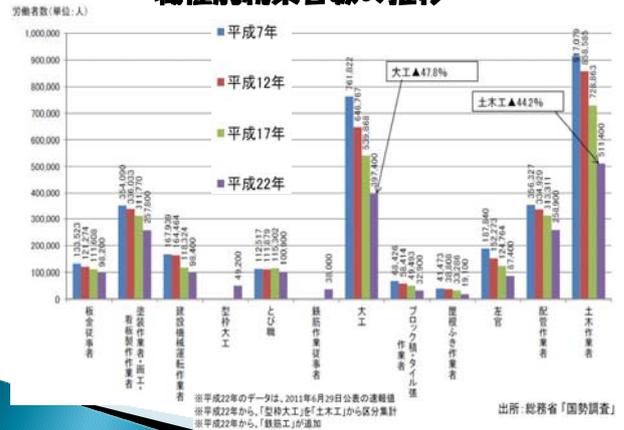


中小建設業の維持に配慮した建設生産システムのあり方に関する研究

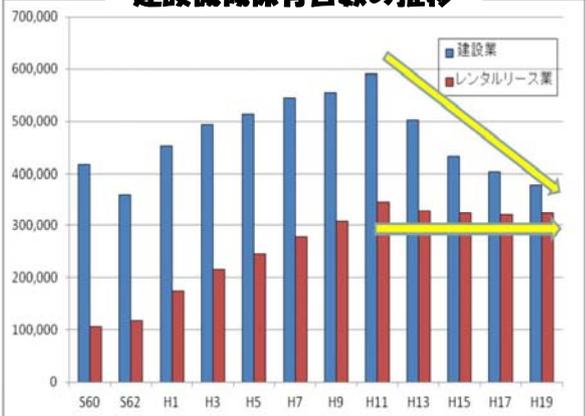
平成26年5月29日

木下 誠也

職種別就業者数の推移



建設機械保有台数の推移



建設産業劣化の要因と改革の道筋

低入札による受注

わが国独特の要因

技術力の評価が不十分

交渉・対話が不在

公共事業執行システムの改革

公共工物品質確保法の改正など

低入札が発生する要因

1. 競争者の存在を不可能にしようとする。
2. 変更増による利益の確保または将来の継続的受注を可能にする。
3. 従業員や機械を遊ばせるよりは受注により雇用を確保する。
4. 将来の受注を有利にするために受注実績を確保する。

官が価格の上限を決める構造

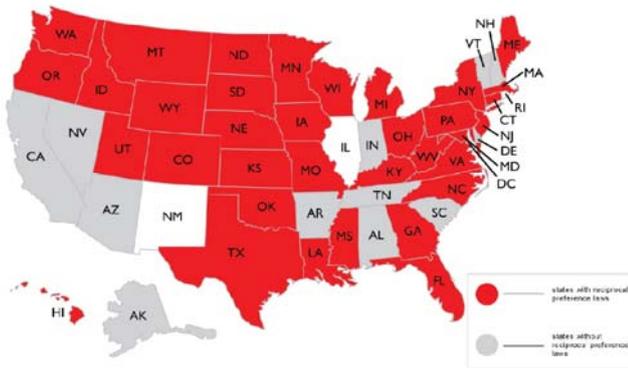
予定価格制度

下流から価格を決められない構造

入札契約制度の各国比較 (明治会計法制定当時)

	日本 (1889)	フランス (1862)	イタリア (1884)
入札方式	一般競争入札と随意契約	指名競争入札あり 1882通達 交渉方式	
売買		同じ扱い	
物品、サービス、工事等		同じ扱い	1865公共事業法
予定価格	必ず定める	定める場合あり	
落札基準		最低価格	

Out of 48 states responding to the survey, 35 states have reciprocal preference laws (73% of respondents) as shown in Figure 1 below:



Source: 2011-2012 NASPO Survey of State Procurement Practices
[http://www.naspo.org/Survey/Documents/2011-12Survey_Updates_7-23-13.pdf](http://www.naspo.org/Survey/Documents/2011-12%20Survey_Updates_7-23-13.pdf) 13

土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

委員長 木下 誠也 (愛媛大学)
 副委員長 小澤 一雅 (東京大学)

- I 事業マネジメント手法の確立
- II 公共事業調達法の提案

土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会報告書 (2011. 8)

公共事業調達法案の特徴

- 1 建設コンサルタント、測量業、地質調査業等、建設業等の健全な発達を目的の一部に！
- 2 国、特殊法人等及び地方公共団体を対象に！
- 3 交渉方式、競争的対話方式を規定
- 4 建設コンサルタント業務は原則として交渉方式
- 5 落札基準は総合評価を原則
- 6 異常な入札価格の取扱いは、
 - ① 価格審査方式 と
 - ② 上限と下限の設定 のどちらかを選択

土木学会 建設マネジメント委員会

公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

2011年8月 マネジメント手法確立と公共事業調達法の提案



公共事業執行システム研究小委員会 (2012.8-)

1. 落札価格の制限 (上限および下限)、中小・地元業者対策
2. 建設コンサルタント業務、デザインビルド等の発注方式
3. 発注者の役割 (積算、監督・検査、支払い方式等)の見直しとマネジメント手法

法改正に向けた国会の動き

2010年12月～2011年10月

参議院超党派「公共調達適正化研究会」

2013年1月～

自民党「公共工事契約適正化委員会」

2013年9月 第7回開催、2014年通常国会に品確法改正案提出の方針(入契適正化法、建設業法も改正の方向)

2014年2月 第9回開催、公共工事品質確保促進法改正案

2014年4月4日 公共工事品質確保促進改正案が参議院全会一致で可決

国土交通省スケジュールイメージ



公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不発の場合等における見積り徴収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
- 発注者間の連携の推進 等

効果
・最新単価や実態を反映した予定価格
・歩切りの根拠
・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う）
→受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）
→地元にいる中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価